

新旧対照表（関連箇所抜粋）

旧	新
<p>11 安全衛生管理</p> <p>受託者は、感染症又は伝染病等に対して平素から安全衛生管理を十分に行うとともに、重大かつ緊急事態に備え連絡体制等について必要な準備をしておくものとする。</p> <p>(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2) 作業の実施に当たり守らなければならない安全衛生に関する事項を定め、業務計画書に記載する。</p> <p>(3) 従事者に対して水道法第21条に規定する定期の健康診断を <u>6箇月毎に</u>、受託者の負担にて実施し、その結果を提出する。</p> <p>(4) 本業務範囲内の施設等、建物及びその周辺の清掃を常に心掛け、不要な物品等の整理に努めなければならない。</p>	<p>11 安全衛生管理</p> <p>受託者は、感染症又は伝染病等に対して平素から安全衛生管理を十分に行うとともに、重大かつ緊急事態に備え連絡体制等について必要な準備をしておくものとする。</p> <p>(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2) 作業の実施に当たり守らなければならない安全衛生に関する事項を定め、業務計画書に記載する。</p> <p>(3) 従事者に対して水道法第21条に規定する定期の健康診断を <u>12箇月毎に</u>、受託者の負担にて実施し、その結果を提出する。</p> <p>(4) 本業務範囲内の施設等、建物及びその周辺の清掃を常に心掛け、不要な物品等の整理に努めなければならない。</p>